

大学におけるいじめの問題と支援

李 敏 子

はじめに

学校におけるいじめについては、2011年に起きた天津市中学生いじめ自殺事件をきっかけとして、2013年にいじめ防止対策推進法が施行され、国、地方公共団体、学校の設置者、学校および学校教職員の責務が定められた。ここで学校とは、学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

また、文部科学省は毎年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」のなかで、いじめ防止対策推進法に関する報告をしている。このようにいじめの対策は、高校生までを対象として法律に基づいて実施されている。

他方、職場のパワーハラスメントについては労働施策総合推進法、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等ハラスメントについては男女雇用機会均等法、さらに育児・介護休業法などの法律で防止対策が法制化されている。

令和元年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、これにより「労働施策総合推進法」が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務づけられた。併せて、「男女雇用機会均等法」および「育児・介護休業法」においても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が改正され、令和2年6月1日から施行された。これにより職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や、国、事業主及び労働者の責務が明確化され、防止対策の強化が図られた。また、パワーハラスメントの雇用管理上の措置義務について、中小事業主においても令和4年4月1日から義務化された。

そのような中で、大学生のいじめに関する法律はなく、法律の空白地帯となっている。

従来のいじめ研究も、ほとんどが小・中・高校生への調査か、大学生に小・中・高校生時代のいじめを回顧して回答させる調査、あるいは成人の職場でのいじめを回答させる調査であった。大学生のいじめを扱った研究じたいが少ないことは、大学生にはいじめの問題はない、あるいはあったとしても自由度の高い大学生活では対処が容易だろうという先入観があるのではないだろうか。

しかし現在の大学生は、初年度から同じクラスで学ぶ必修科目が多く、高校生の延長のような1年生であり、メンバーが固定化されたクラスでいじめが生じた場合には逃げ場がないのが現状である。

大学におけるいじめに関する訴訟

近年では大学生のいじめに関する訴訟が報道されている。

東京新聞（2020年11月25日）によれば、同性愛者であることを同級生に暴露（アウトティング）され、一橋大の校舎から転落死した同大法科大学院の男子学生の両親が、適切な対

応を取らなかったとして大学に計約 8,500 万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が 2020 年 11 月 25 日に東京高裁で言い渡された。裁判長はアウトティングを「人格権ないしプライバシー権などを著しく侵害する許されない行為」としたうえで、大学側の責任は認めず、一審の東京地裁に続き請求を棄却した。

男子学生は 2015 年 6 月、同級生から LINE のグループで実名を挙げて同性愛者だと投稿され、その後、体調が悪化した。大学の教授やハラスメント相談室の相談員らに相談したが、大学はクラス替えなどをせず、同年 8 月に校舎から転落死した。判決は、同級生によるアウトティングは大学側の責任ではなく、教授らの対応についても「安全配慮義務の違反があったとは言えない」とした。

これに対して星野（2021）は「大学にとって、学生は指導教育の対象であり、在学中に何らかの事情により精神的に不安定な状態に陥った場合には、当該学生の安全に配慮する義務が、平常時以上に求められることとなる。また、かかる精神的に不安定な状態に陥った原因の全部又は一部が、大学における指導教育体制あるいは指導教育内容にあった場合には、大学における指導教育に不備があったものとして、法律上の責任を負うべきである」としている。「教育機関である大学としては、学生間で紛争が生じ、少なくとも一方当事者が精神的に不安定となっている場合には、そこから派生しうるあらゆる事態を予測しつつ、具体的な対応を取ることが、当然求められてしかるべきである。そして、精神的に不安定な状態に陥った者が起こしうる行動のうち最も避けるべき事態は、関係者あるいは第三者の人身被害が及ぶことであり、この中には当事者の自殺のおそれも含まれることが明らかである。この場合において、両当事者に対する大学としての中立公平との立場を形式的に貫くことは、各当事者、特に精神的に不安定になった当事者に対して、孤立感、場合によっては絶望感を増幅させる危険性すらある」と述べている。

また、共同通信社（2020 年 12 月 9 日）によれば、防衛大学校で上級生らに暴行やいじめを受けたのは大学側が監督を怠ったためだとして、福岡県に住む元学生の 20 代男性が国に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、福岡高裁は 2020 年 12 月 9 日、教官の指導が不適切だったとして大学側の責任を認め、請求を棄却した一審福岡地裁判決を変更し、約 268 万円の支払いを命じた。男性は在学中の 2013～2014 年に上級生らに暴行やいじめを受けて体調を崩し、2015 年 3 月に退学した。

防衛大学校では全員が学生寮に住み、同室の上級生が下級生を指導する。裁判長は、男性の在学当時、学生間指導として、暴力や精神的苦痛を与える行為が一般的に存在していたと指摘し、男性が体毛に火を付けられたり、顔を殴られたりした行為に関し、教官の安全配慮義務違反を認めた。また、教官は一部の暴行を予見できたのに、適切な指導をしなかったため防げなかったと判断した。「学生間指導の実態を把握できておらず、暴力などを防ぐための検討も不十分だった」と防衛大の取り組みの不備にも言及した。

さらに、神奈川新聞（2021 年 4 月 22 日）によれば、青山学院大学で、在籍していた研究室の学生や大学院生からいじめを受けて退学を余儀なくされたとして、神奈川県内在住の男性が 2020 年 2 月、大学や担当教授、いじめに加担した当時の大学院生に対し、慰謝料など計約 1,650 万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴していたことがわかった。

男性は「当時は怖くて何も言えなかった。見て見ぬふりをした教授や大学にも責任がある」と訴えている。訴状などによると、男性は 2013 年 4 月、同大理工学部に入学し、

2017年4月に同大大学院へ進学した。大学4年時の2016年4月から研究室に籍を置いたが、その直後からいじめが始まったという。

このように大学生のいじめにおいては、大学に損害賠償を求める訴訟が起こされ、大学の安全配慮義務が争点となっている。

高校までの学校のいじめをめぐる安全配慮義務については、采女（2015）の考察がある。最近では言葉による嫌がらせ、集団的無視といった心理的抑圧を主たる内容とする「心理的抑圧型いじめ」の裁判例が増えており、これに伴って、従来の「暴行・恐喝型いじめ（少年非行型いじめ）」の裁判例では表面化しなかった新たな課題が生まれている。それは、「学校の安全配慮義務違反を問う論理的前提として生徒による違法行為の存在を要求する裁判例」である。これに対して采女（2015）は、「いじめ行為の違法性が否定されると学校の安全配慮義務違反を問う余地はないとする論理」を批判している。つまり、いじめ行為が違法でなくても安全配慮義務は認められると主張している。

いじめに関する法律

いじめ防止対策推進法の第一条にこの法律の目的が定められている。

「この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする」。

また、いじめの定義は第二条に定められている。

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」。

さらに、児童等のいじめの禁止（第四条）や、国、地方公共団体、学校の設置者、学校および学校教職員の責務（第五条～第八条）が定められている。

第二十二条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」とされている。

また、重大事態への対処については、第二十八条に定められている。

「第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

このように小・中・高校のいじめに関しては、対策が法律で定められている。学校は、いじめを行った児童に対して、教育上必要があると認めるときは校長及び教員による懲戒を加えることができ、いじめを受けた児童その他の児童が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童を別室で学習させたり、市町村の教育委員会による出席停止制度が定められている。

重大事態は2022年度に過去最多となり、文部科学省は有識者会議で指針改定について議論してきたが、2024年8月30日に「重大事態」の調査指針を改定し各教育委員会に通知した。この改定により重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化し、第三者が調査すべきケースを具体化するなどした（文部科学省、2024）。

学校におけるいじめと職場におけるハラスメントへの対応

文部科学省（2023）の令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は681,948件（前年度615,351件）であり、前年度に比べて66,597件（10.8%）増加していた。いじめを受けた児童に対する特別な対応としては、多い順に「学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施」（50,868件、7.5%）、「別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保」（21,510件、3.2%）、「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う」（17,133件、2.5%）であり、「緊急避難としての欠席」や「年度途中での学級替え」などの対応も少数だがとられていた。

いじめを行った児童に対する特別な対応としては、「保護者への報告」（368,361件、54.0%）、「いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」（349,949件、51.3%）が多く、「校長、教頭が指導」（24,747件、3.6%）、「スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う」（10,008件、1.5%）、「別室で授業等を行う」（7,525件、1.1%）の順であった。自宅学習・自宅謹慎、停学、訓告等も少数であるが見られた。

他方、職場のハラスメントにおいては、事実が確認できた場合、速やかに被害者に対する配慮の措置および行為者に対する措置を適正に行うことが指針として定められている（厚生労働省、2023）。パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの被害者への対応を行う場合、事案の内容や状況に応じ、「被害者と行為者の間の関係改善に向けての援助、被害者と行為者を引き離すための配置転換、行為者の謝罪、被害者の労働条件上の不利益の回復、管理監督者又は事業場内産業保健スタッフ等による被害者のメンタルヘルス不調への相談対応等の措置を講ずること」が取組例としてあげられている。

行為者に対する措置としては、「就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書における職場におけるハラスメントに関する規定等に基づき、行為者に対して必要な懲戒その他の措置を講ずること。併せて事案の内容や状況に応じ、被害者と行為者の間の関係改善に向けての援助、被害者と行為者を引き離すための配置転換、行為者の謝罪等の措置を講ずること」が取組例としてあげられている。

大学生のいじめ

数少ない実証研究は大学生にいじめがあることを示している。四辻・瀧野（2003）が大学生 87 名に行ったアンケート調査では、大学にいじめがあると答えた者は 45% であった。大学生のいじめの特徴として、暴力行為など目に見えるいじめは少ないが、からかう、相手を軽んじる、人の嫌がることを言うなどの比較的軽易ないじめが多いことを指摘している。

遊間（2014）は、同一の大学生を対象に 3 カ月の間隔で 2 回、同一の質問紙調査を行った。四辻・瀧野（2003, 2011）を参考に、大学生で頻度の高いいじめ行為の類型である「悪口」「仲間はずれ」「悪い噂を流す」「使い走りをさせる」の 4 つの行為について、過去 3 カ月の被害と加害について尋ねた。いじめ被害の体験について、4 つのいじめ行為のいずれか一つでも、“結構あった”と回答した者の比率は、1 回目調査および 2 回目調査では、いじめ被害では 10.2% および 6.8% であり、いじめ加害では 15.3% および 11.9% であった。また、4 つのいじめ行為のいずれか一つでも、“ややあった”または“結構あった”と回答した者の比率を見ると、いじめ被害については、42%（1 回目調査時）および 39%（2 回目調査時）、いじめ加害については、50%（1 回目調査時）および 48%（2 回目調査時）となった。従って、大学生の頻度の高いいじめの被害および加害は、小・中学生とあまり変わらない程度に存在している可能性を示した。また、いじめ加害においては自己統制の低さが要因となっていることを示唆した。さらに、いじめ被害は、被害体験そのものが次の被害体験をよび、またいじめ加害をも生じさせるという悪循環を生じさせていることを明らかにした。低自己統制が逸脱行動を生じさせる確率は、逸脱を行いやすい機会の多寡によって変化するため、「大学全体がいじめを許容しない風土を醸成し、いじめが生じやすい状況を減少させることが重要である」とし、「例えば、実験や演習の班構成を固定化しない、講義の選択の幅を大きくするなど、有効な対策となりうる」と提言している。

ネットいじめ

文部科学省（2023）の令和 4 年度の調査では、いじめの態様について、小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多かった。高等学校においては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」（59.4%）が最も多く、続いて「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」（16.5%）となっていた。「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の件数は全体で 23,920 件であり増加傾向にある。

このように小・中・高校生のネットいじめについては認知件数が増加し注目されているが、大学生を対象としたネットいじめの研究はまだ少ない。

金綱（2016）は、高校生・大学生を対象としたネットいじめに関する 2013 年度の調査結果を報告している。①掲示板・SNS での誹謗中傷等の書き込み、②誹謗中傷や嫌がらせのメールの送信、③なりすまし、④画像・動画の無断撮影および掲載という 4 つの行為別に、被害/被害見聞経験、被害者の諸特徴と被害理由、加害者の諸特徴と加害動機、被害者加害者間関係等について、仮想被害場面を提示して尋ねた。4 種のネットいじめについて、被害経験を有する者は 1～3% と少数であったが、70～80% の者は他者のネットい

じめ被害の見聞経験を有していた。4種の被害の加害者については、すべてについて最も加害者である可能性が高かったのは「クラスメート」であった。加害動機については「掲示板・SNS」「メール」「なりすまし」では、最も可能性の高い加害理由は「相手のことが嫌い/ムカつくから」であり、次いで「面白いから」「ストレス発散」であった。また、「画像・動画」については最も可能性の高い加害理由は「面白いから」であった。4種の被害の被害理由については、「掲示板・SNS」「メール」「なりすまし」では、最も可能性の高い被害理由は「生意気だから」であり、次いで「周りと違うから」「空気を読まないから」であった。「画像・動画」については最も可能性の高い被害理由は「特に理由はない」であり、次いで「周りと違うから」「生意気だから」であった。4種の被害の被害者加害者間関係については、すべての被害において最も可能性の高い関係性は「リアルな友人同士」であり、次いで「リアルな顔見知り同士」あるいは「ネット上の友人関係」であった。これらの結果から、ネットいじめにおいても従来のにじめに対する意識と類似していることが示された。

従って、ネットいじめは日常の人間関係を反映していることが多いと考えられる。「生意気」「周りと違う」「空気を読まない」などに見られるように、同調圧力がネットいじめにつながっている可能性が示唆された。

吉村(2022)は、SNSにおける大学生間のトラブルとしてネット炎上、ネットいじめ、ネットストーカーをあげている。ネットいじめの内容として、LINEのグループ外し、悪口や誹謗中傷、個人情報暴露、挑発的行為があるが、リアルのにじめとの違いは閉鎖的空間で起こるため当該人物以外には見えにくいことであるとしている。

大学生のいじめへの対応

小・中・高校生の場合は、いじめによる不登校を重大事態として、学校が対応をとることが法律で定められている。職場のハラスメントへの対応も法律に定められており、厚生労働省による指針がある。しかし、大学におけるいじめには法律による定めがないため、対応の指針がないのが現状である。

大学生については、裁判例はあるが、いじめの研究が少なく、いじめについての支援の報告も見当たらない。しかし現状では、大学生のあいだにも小・中・高校生と同様のいじめが存在している。大学生の場合は、対面の人間関係を反映したSNSのやりとりとなっていじめが表出されやすい。この場合、一人の学生に対して複数の学生が悪口や非難をして攻撃したり、一人だけを仲間外れにすることが容易に生じるが、日常的に親密な関係にある複数の人から同時に攻撃されることのダメージは大きい。

このようないじめ被害により、精神症状が生じて不登校になるケースがある。はじめに述べたように、大学生といえども、固定化したクラスで必修科目を受けることが多く、そこで複数のクラスメートからいじめを受けた場合、クラスの授業に出ること、学部の建物に入ること、そもそも大学に登校することが難しくなる。

学校のにじめにおいても職場のハラスメントにおいても、被害者の安全を守るために行為者と被害者を引き離す措置がとられ、両者から事実についての聴き取りを行っている。さらに被害者への謝罪の指導や関係改善のための措置がとられている。

しかし、大学生の場合、行為者への事実確認、関係改善や謝罪に向けた働きかけは望ま

ないことが多い。教員等がそのような働きかけをすることで、行為者からの報復やさらに関係が悪化することを恐れるからである。むしろ完全に加害学生との関りを断つことを望む。

支援においては、被害学生が精神症状により不登校となり、休学や退学を考えるまでに至り、本来学びたかったことを学ぶことができなくなっているという不利益からの回復が優先されねばならない。さらに、星野（2021）が、精神的に不安定な状態に陥った学生に対しては安全配慮義務が平常時以上に求められ、自殺防止の措置も必要であると述べているように、精神症状の悪化や自殺を防止する観点から、相応の配慮が必要になると考えられる。

被害学生が登校できるのであれば、必修科目のクラス替えなどの対応が考えられる。精神症状により登校できなくなっている場合、本学では学生相談室から、教員にとって過重な負担にならない範囲での代替課題による対応やオンデマンドによるオンライン対応を内容とする配慮願いを提出している。

また、学生の回復状況を見ながら、学生自身にできる工夫として、所属学部と離れた位置にある学部で教養科目や他学部開放科目を受講することを勧めている。この点は、大学のキャンパスの広さや受講科目の自由度の高さといった大学ならではの特徴が役立っていると言える。他学部で関心のある科目を受講し、通常の大学生活を送ることで、被害学生は自信と精神的健康を回復していく。

以上より、学生が本来享受する権利のある大学生活を送れるように、大学においてもいじめ被害を受けた学生へのメンタルヘルスへの配慮、ゼミやクラス変更などの対応、不登校になっている場合には代替課題やオンライン対応なども含めた配慮が必要であると言える。

文献

星野豊（2021）＜判例研究＞精神不安定に陥った学生に対する大学の安全配慮義務 筑波法政, 87, 79-83.

神奈川新聞（2021年4月22日）相模原の青学大で執拗ないじめ 元院生が損害賠償求め提訴 < <https://www.kanaloco.jp/news/social/article-478494.html> >

金網知征（2016）ネットいじめの生起と対応に関する心理的要因の解明 科学研究費助成事業研究成果報告書

< <https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-25870960/25870960seika.pdf> >

共同通信社（2020年12月9日）防大いじめ、国に賠償命令 大学責任認定、逆転勝訴 「教官の指導不適切」 WEB 労政時報

< <https://www.rosei.jp/readers/article/79278> >

厚生労働省（2023）職場におけるパワーハラスメント対策・セクシュアルハラスメント対策・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務です！

< <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001019259.pdf> >

文部科学省（2023）令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

< https://www.mext.go.jp/content/20231004-mxt_jidou01-100002753_1.pdf >

文部科学省（2024）いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要（案）

< https://www.mext.go.jp/content/20240618-mxt_jidou01-000036541_5.pdf >

采女博文（2015）学校のいじめをめぐる安全配慮義務：安全な学校の創出 鹿児島大学法学論集，49（2），149-193.

東京新聞 TOKYO Web（2020年11月25日）一橋大生の同性愛暴露訴訟 裁判長「アウトティングは許されない行為」 遺族の請求は棄却 東京高裁

< <https://www.tokyo-np.co.jp/article/70469> >

遊間義一（2014）大学生におけるいじめの加害・被害行為の継続性と流動性 犯罪心理学研究，52（1），17-30.

吉村麻奈美（2022）SNSトラブル対応 杉原保史編 学生相談カウンセラーと考えるキャンパスの危機管理 遠見書房，120-133.

四辻伸吾・瀧野揚三（2003）大学生のいじめ観（I）大阪教育大学紀要（第IV部門），51（2），309-320.

四辻伸吾・瀧野揚三（2011）大学生のいじめ観（II）大阪教育大学紀要（第IV部門），60（1），91-109.